

## 大阪ミュージアムの登録要領

### 1 登録方針

府域にある地域資源のうち、「説明を受けなくても、その場に立ったときに、多くの人が独特の『空気感』を五感で感じることでできるもの」を、大阪ミュージアムにおける「展示品」又は「館内催し」（以下、両方を併せて「登録物」という。）として登録する。

### 2 登録基準

次のいずれかの基準に該当するものを登録する。ただし、登録することが望ましくないものは除く。

#### (1) 個性

大阪のまちの個性を感じさせるもの

#### (2) 活気

地域に元気を与え人々に笑顔をあられさせるもの

#### (3) 愛着

地域が愛着を持って守り育てているもの

#### (4) 調和

周囲の環境や雰囲気と調和していると感じられるもの

### 3 登録対象

#### (1) 展示品

展示品とは、建造物や景観などをいい、次のジャンルに分類する。なお、展示品の例は、次のとおり。

##### ①建物・まちなみ

(例) 歴史的な街道、レトロな建造物

##### ②みどり・自然

(例) 子どもから大人まで楽しめる公園、こころが癒される棚田

##### ③食・生活

(例) なにわの伝統野菜、賑わいのある市場

##### ④芸能・娯楽

(例) 伝統芸能を体感できる施設、大阪の人情が感じられる観光スポット

##### ⑤その他

上記①～④に限らず、登録方針及び登録基準に該当するもの

なお、いわゆる人間国宝など人物は対象としない。

#### (2) 館内催し

館内催しとは、祭りやイベントなどをいう。なお、館内催しの例は、次のとおり。

(例) 地元の風物詩となっている祭り、全国のアスリートが目指すスポーツ大会

## 4 登録手続

### (1) 登録手続の流れ

登録手続の流れは、府民からの「推薦」⇒市町村又は府からの「提案」⇒府と関係市町村で「協議」⇒府が「登録」するものとする。

### (2) 推薦

#### ①推薦者

推薦は、大阪府民（個人・団体・企業）のほか、大阪に愛着を感じ関心を持つ者であれば、誰でも推薦できるものとする。

#### ②推薦方法

推薦者は、「大阪ミュージアム登録物推薦書」【第1号様式】により、登録物が1つの市町村に所在する場合は当該市町村長に対し、2つ以上の市町村にまたがる場合は府知事に対し、推薦できるものとする。

### (3) 提案

#### ①提案者

提案は、推薦を受けた市町村又は府が行うものとする。

なお、推薦を受けなくても、市町村又は府は、自らの判断で、提案できるものとする。

#### ②提案方法

提案者は、「大阪ミュージアム登録物提案書」【第2号様式】により、市町村においては府に対し、府においては関係市町村に対し、提案するものとする。

### (4) 協議

#### ①協議者

府と関係市町村は、提案されたものを登録するか否かについて協議するものとする。

#### ②協議方法

府と関係市町村は、「大阪ミュージアム登録物提案書」【第2号様式】を用いて、次の基準などを満たしているか否かを協議するものとする。

- ・上記2の登録基準に該当するものであること
- ・上記3に登録対象に該当するものであること
- ・なお、上記2の登録することが望ましくないものとは、
  - 法律等に違反するもの
  - 公序良俗に反するもの
  - 営利を目的とするもの
  - 所有者等の理解が得られていないもの
  - その他大阪ミュージアムの登録物としてふさわしくないものをいう。

### (5) 登録

#### ①登録者

登録は、上記(4)の協議を行ったうえで、府知事が行うものとする。

## ②登録方法

府知事は、登録したときは、「大阪ミュージアム登録物一覧」【第3号様式】を作成するものとする。

### (6) その他

登録は、原則として、年1回とする。

ただし、府又は市町村から提案があった場合は、その都度協議して、登録できるものとする。

## 5 通知・公表

### (1) 通知

府知事は、登録物を登録したときは、「大阪ミュージアム登録物一覧」【第3号様式】により、市町村に対し、通知するものとする。

なお、推薦者に対する通知は、下記(2)の公表をもって代えるものとする。

### (2) 公表

公表は、「大阪ミュージアム登録物一覧」【第3号様式】を、府及び市町村のホームページに掲載することによって行うものとする。

## 6 登録抹消

知事は、市町村から登録物が登録基準等を満たさなくなった旨の通知があった場合など、必要と認めるときは、登録物の登録を抹消することができる。この場合において、上記4の登録手続及び5の通知・公表の規定を準用する。

## 7 登録要領の変更

府は、市町村又は府民の意見があった場合など、必要と認めるときは、この登録要領を変更することができるものとする。

## 8 その他

本要領は、平成28年4月1日から施行する。